

電気加工学会ものづくり賞規定

第1章 総則

- 第1条 本会に「電気加工学会ものづくり賞」（以下「本賞」という）を設ける。
- 第2条 電気加工の発展に寄与すべく産業界への貢献度の高いものづくり技術・技能を保有する、または、積み重ねてきた技術であり、現在確立している独自のものづくり技術・技能を保有する中小・中堅企業等に対し、さらなる発展を期待し贈賞する。
- 第3条 贈賞の対象となる業績は以下の通りとする。
- 1) 高い評価を受けている、あるいは期待できる製品や技術等
 - 2) 優れた開発力・改善力や製法の斬新さ等が認められる製品や技術等
 - 3) ものづくり基盤を維持・発展させる高い技術・技能や人材育成等が認められる製品や技術等
 - 4) ものづくりにおいて特異な工夫がなされており、工業的に有意義な製品や技術、もしくはその取り組み等
- 第4条 応募の資格は以下の通りとする。
- 1) 従業員数が概ね1,000名以下の中小・中堅企業であり、第3条の業績を上げた会員とする。ただし、募集段階では非会員も可とする。
 - 2) 1,000名を超える企業や大学等（公設試含む）の受賞資格は、審査委員会の審議事項とする。
- 第5条 贈賞件数は、毎年原則として1～2件程度とする。ただし、該当する業績がない場合には、その年度は表彰しない。
- 第6条 本賞の候補は、その属する地区および各研究委員会から推薦された企業、大学等を主とし、併せて公募も行う。
2. 推薦母体は各地区の支部、関東地区は本部推薦委員会および各研究委員会とする。
 3. 各推薦母体は、所定の推薦書類を提出するものとする。なお、推薦書類の提出期限は毎年12月末日とする。
 4. 公募期間は毎年4月から12月末日までとする。

第2章 審査委員会

- 第7条 本会に電気加工学会ものづくり賞審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く。
- 第8条 審査委員会委員は、委員長1名、委員若干名とし、会長が指名する。
- 第9条 審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする。ただし、留任は妨げない。
- 第10条 審査手続きは、本賞審査要領による。
- 第11条 委員長は、毎年総会前の理事会に審査結果を報告する。
- 第12条 本賞規定あるいは、本賞推薦・審査要領に定めのない事項については、審査委員会、理事会の議論により決定するものとする。

第3章 受賞企業等の決定

- 第15条 理事会は、審査委員会の報告を受け、受賞企業等を決定する。

第4章 表彰

- 第16条 贈賞は、毎年電気加工学会総会において行うことを原則とする。
- 第17条 賞は、賞状とする。
- 第18条 贈賞主は本会会長とする。

附則

2020年6月11日 理事会にて承認